

○ 総務省令第四十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月七日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後
(免許を要しない無線局)
第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。
〔一〕三 略
〔2〕3 略
4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。
〔一〕十 略
十一 五・二MHz帯高出力データ通信システム(五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局(屋外で利用するもの又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限る。)と陸上移動局との間、 <u>携帯基地局と携帯局との間又は携帯局相互間(基地局又は携帯局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。)</u> で行う無線通信(陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。)をいう。以下同じ。)の陸上移動局又は <u>携帯局(法第二十七条の二十一の登録を受けた携帯局と通信するものであつて、陸上に開設するものに限る。)</u> であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの
(登録の対象とする無線局)
第十六条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。
〔一〕五 略
六 設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局
七 設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局(第六条第四項第十一号に掲げるものを除く。)
八から十まで 削除
〔十一〕十二 略
(登録局の無線設備の規格)
第十七条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。
〔一〕五 略
六 設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの
七 設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準のうち携帯局(第六条第四項第十一号に掲げるものを除く。)に係るもの
八から十まで 削除
〔十一〕十二 略
(簡易な操作)
第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。
一 法第四条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局並びに五・二MHz帯高出力

改 正 前
(免許を要しない無線局)
第六条 〔同上〕
〔一〕三 同上
〔2〕3 同上
4 〔同上〕
〔一〕十 同上
十一 五・二MHz帯高出力データ通信システム(五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局(屋外で利用するもの又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限る。)と陸上移動局との間(基地局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。))で行う無線通信(陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。)をいう。以下同じ。)の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの
(登録の対象とする無線局)
第十六条 〔同上〕
〔一〕五 同上
六から十まで 削除
〔十一〕十二 同上
(登録局の無線設備の規格)
第十七条 〔同上〕
〔一〕五 同上
六から十まで 削除
〔十一〕十二 同上
(簡易な操作)
第三十三条 〔同上〕
一 法第四条第一号から第三号までに規定する <u>免許を要しない無線局</u> の無線設備の操作

<p>データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の無線設備の操作 「二〇八 略」 第四十二条の三 法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二(帯高出力データ通信システムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局及び携帯局(第六条第四項第十一号に掲げるものを除く))が増加することにより無線標定陸上局及び人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。</p>	<p>「二〇八 同上」 第四十二条の三 法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二(帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局)が増加することにより人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改 正 後
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 五・二〇帯高出力データ通信システム(施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。)の陸上移動局及び携帯局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 五、一五〇MHzを超え五、三三〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。</p> <p>〔1〕(4) 略</p> <p>(5) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下であつて、次のいずれかの組合せにより二つの搬送波の周波数を同時に使用する場合</p> <p>(イ) 五、二二〇MHz(五・二〇帯高出力データ通信システムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局が使用する場合を含む)又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz</p> <p>〔ロ 略〕</p> <p>〔二〇三ヲ 略〕</p> <p>〔四〇六 略〕</p> <p>(五・二〇帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十の二 五・二〇帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 五・二〇帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 前条第三号イ、ロ、ホ(表エの項及び表オの項に掲げるものを除く)、へ、リ及びル(①に掲げるものを除く。)に掲げる条件に適合すること。</p> <p>二 搬送波の周波数は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合</p>

改 正 前
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 五・二〇帯高出力データ通信システム(施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。)の陸上移動局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 〔同上〕</p> <p>〔1〕(4) 同上</p> <p>(5) 〔同上〕</p> <p>(イ) 五、二二〇MHz(五・二〇帯高出力データ通信システムの無線局が使用する場合を含む)又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz</p> <p>〔ロ 同上〕</p> <p>〔二〇三ヲ 同上〕</p> <p>〔四〇六 同上〕</p> <p>(五・二〇帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十の二 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz
(2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合

五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz
(3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合
五、二二〇MHz

三 送信装置の空中線電力は、前条第三号ト（表ウの項に掲げるもののうち、占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のもの及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に掲げる条件に適合すること。

四 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、前条第三号チ（表アの項に掲げるもののうち、占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のもの及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に掲げる条件に適合すること。

五 携帯基地局にあつては、他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。

六 携帯局にあつては、他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うもの又は携帯基地局若しくは他の携帯局からの制御を受けて当該携帯基地局又は他の携帯局と通信するものであること。

七 識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を備えるものであること。

八 前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第三号（第7条関係）

[1~28 略]

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局、陸上移動局及び携帯局の送信設備（(2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。）

[表略]

[(2)~(10) 略]

[30~72 略]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記もある。

別表第三号（第7条関係）

[1~28 同左]

29 [同左]

(1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備（(2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。）

[表同左]

[(2)~(10) 同左]

[30~72 同左]

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕十九の二 略〕</p> <p>十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局並びに設備規則第四十九条の二十の二第三項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局に使用するための無線設備(第七十八号に掲げるものを除く。)</p> <p>〔十九の四〕八十一 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十九の二 同上〕</p> <p>十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(第七十八号に掲げるものを除く。)</p> <p>〔十九の四〕八十一 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「 』」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第三号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。